

神戸交通労働組合との交渉議事録

1. 日 時：令和7年12月4日（木） 11:00 ~ 11:30
2. 場 所：神戸交通労働組合本部会議室
3. 出席者：【当局】業務改革担当課長、職員担当係長  
【組合】副執行委員長、書記長
4. 議 題：
  - 1 地下鉄乗務員の仕業表の変更について
  - 2 地下鉄隔勤勤務者の勤務時間の変更について
4. 発言内容：別紙のとおり

## 1. 地下鉄乗務員の仕業表の変更について

【当局】 西神・山手線のワンマン運転化、及び令和7年10月22日の対局交渉で確認した西神・山手線、北神線の乗務付帯時分の変更に伴う地下鉄乗務員の仕業表の変更について提案させていただく。

西神・山手線のワンマン運転化に伴い、車掌の仕業を廃止する。

なお、運転士（西神・山手線、北神線。）の仕業については、仕業数（緊急、半休仕業及び仕業予備除く。以下、時間外勤務時間、平均乗務距離について同じ）・平均乗務距離の変更はないが、乗務付帯時分の変更に伴い、時間外勤務時間については、平日は合計274分（平均5.0分）から合計144分（平均2.6分）とし、土休日は合計162分（平均3.2分）から合計51分（平均1.0分）とする。

実施時期は、西神・山手線のワンマン運転化にあわせて、令和8年1月5日（月）とする。

【組合】 平均乗務距離について、これまでツーマンで行ってきた業務をワンマンで行うことになるが、運転士の業務負荷を考えると乗務距離を減らす検討が必要だと考えるがどうか。

【当局】 西神・山手線のワンマン運転化に向けては、省令及び通達で定めてられているワンマン運転をおこなうために必要な設備に加えて、当初から導入しているATO運転、自動放送、非常発報装置のほか、可動式ホーム柵の設置、全駅のホームモニタ設置、扉インターロック装置および車上機器故障時の運転指令区伝送など、運転士の負担軽減につながる設備投資を行ってきており、一定の負担軽減が出来ているため、現状の乗務距離のまま、ワンマン運転化は可能であると判断している。

なお、令和7年3月に実施したダイヤ改正は、ワンマン運転に伴う停車時間も考慮したものとなっている。

【組合】 ワンマン運転化に向け、これまで妥結した内容についても移行後に問題が発生した場合は、早急に再交渉するよう申し入れる。

【当局】 交渉が必要となった場合については誠意を持って対応する。

【組合】 持ち帰り協議する。

## 2. 地下鉄隔勤勤務者の勤務時間の変更について

**【当局】** 令和 7 年 10 月 22 日の対局交渉で確認した西神・山手線、北神線の乗務付帯時分の変更に伴う地下鉄隔勤勤務者の勤務時間に変更について、提案させていただく。

各職場の勤務時間の詳細は提案資料をご確認いただきたい。

実施時期は、西神・山手線のワンマン運転化にあわせて、令和 8 年 1 月 5 日（月）とする。

**【組合】** 持ち帰り協議する。